

# クーリング・オフ

訪問販売や電話などで勧められ、十分に検討をしないまま契約してしまった時、次の手続きをとれば無条件で解約できます。これをクーリング・オフといいます。

契約書面を受け取った日から8日以内（マルチ商法の場合20日間）に書面（ハガキ）で解約の通知を出します。

- 簡易書留（又は配達証明郵便）で出すのが簡単で確実です。
- ハガキは両面コピーし、郵便局でもらう受領証、関係書類と一緒に、保管しておきましょう。

## ハガキの書き方（例）

<p>切手</p> <p>簡易書留</p> <p>〇〇市〇〇町〇〇番地</p> <p>〇〇会社</p> <p>代表者 様</p>	<p>契約解除通知書</p> <p>契約年月日 〇年〇月〇日</p> <p>商品名 〇〇〇〇</p> <p>契約金額 〇〇〇〇円</p> <p>販売会社名 〇〇会社〇〇支店</p> <p>担当者名 〇〇氏</p> <p>上記日付の契約は解除します。 なお、支払済みの〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。</p> <p>〇年〇月〇日</p> <p>〇〇市〇〇町〇〇番地</p> <p>契約者 〇〇 〇〇</p>	販売会社あて
<p>切手</p> <p>簡易書留</p> <p>〇〇市〇〇町〇〇番地</p> <p>〇〇信販会社</p> <p>代表者 様</p>	<p>契約解除通知書</p> <p>契約年月日 〇年〇月〇日</p> <p>商品名 〇〇〇〇</p> <p>契約金額 〇〇〇〇円</p> <p>販売会社名 〇〇会社〇〇支店</p> <p>上記日付の契約は解除します。</p> <p>〇年〇月〇日</p> <p>〇〇市〇〇町〇〇番地</p> <p>契約者 〇〇 〇〇</p>	信販会社あて

### クーリング・オフの効果

- 受け取った商品は使っていても解約できます。※例外もあります。
- 工事の途中でも解約できます。（無料で元どおりにするよう要求できます。）
- 支払った代金の返金を要求できます。
- 返品するための費用は販売店の負担になります。

### クーリング・オフができない場合

- 3,000円未満の商品の取引
- 指定商品、指定役務、指定権利以外の契約
- 自動車の契約
- 化粧品・健康食品などの消耗品の開封分
- 自分から店に出向いたり、広告を見て自分から電話やインターネットで申し込んだ場合